

令 和 2 年 度

〔
自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日
〕

危機対応業務に関する事業計画

株式会社商工組合中央金庫

令和2年度 危機対応業務に関する事業計画

危機対応業務における不正事案については、危機対応業務の実施を責務とされた金融機関としての信頼を損なうものであり、このような事態を二度と発生させることのないよう、引き続き全力を挙げて取り組む。

また平成30年10月に策定した経営改革プログラムを着実に実施することで、持続可能なビジネスモデルを実現のうえ社会に貢献していく。特に、新型コロナウィルス感染症により経済的影響を受けた中小企業等に対して、新型コロナウイルス感染症特別貸付により、強力な資金繰り支援を実施する。

これらを通じて令和2年度の危機対応業務に係る適正な業務運営に万全を期すこととする。

1. 危機対応業務の実施方針に関する事項

(被害の発生時における対応の方針に関する事項)

- ・ 危機対応業務の実施を責務とされた金融機関として、真の危機時において中小企業組合及びその構成員の資金繰り支援に万全を期す。
- ・ 危機対応業務部が、危機対応業務の適切性の確保に係る管理及び実施部店の指導を行う。
- ・ 実際に危機が発生した場合には、営業店サポート部及び危機対応業務の実施部店は、取引先及び地方公共団体等の被害状況、資金ニーズ等の情報を速やかに収集する。また、収集した情報等を踏まえて、危機対応業務部及び関係役員等は、速やかに的確な対応方針を策定するとともに、実施部店に対して、主務省からの要請に基づく相談窓口設置等の指示を迅速に行う。
- ・ 相談窓口においては、実施部店の営業担当者は、危機の影響を受けた中小企業等からの金融相談に対して、以下の通り、より一層配慮した対応を行う。
 - ①借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、当該個別事象にかかる相談者の特殊事情を十分に配慮しつつ、迅速な対応を行うこと
 - ②取引先からの既往貸出金の返済猶予等の申し出についても、個々の取引先の実情に応じて、貸出条件の変更等弹力的な対応を検討すること
 - ③担保提供を受ける場合には、担保が不足する場合においても個々の中小企業等の事業見通し等を総合的に考慮し、弹力的な取扱いを行うこと

- ・特に必要な場合には、営業時間帯のみならず、営業時間外においても、被害を受けた中小企業等からの資金繰り等の相談に応じる。
- ・危機の状況等を総合的に勘案し、危機対応業務部及び実施部店等の人員や体制について、機動的な応援派遣や配置等見直しを行う。

(被害の発生に備えた取組に関する事項)

- ・危機対応業務の的確な実施のため、危機対応業務部を統括部署とし、統括部署には危機対応業務責任管理者、実施部店には危機対応業務主任者を置き、実施体制を整備する。併せて、監査部による実施部店への定期的な内部監査により監査体制を整備する。
- ・本店及び実施部店は平時においても危機発生に備え緊密な連携を図ることとし、本店は危機対応業務の的確な実施に係る周知徹底に取り組むほか、必要に応じて研修を実施する。
- ・日頃より国内外問わず、経済・金融情勢に係る調査を不斷に行う。併せて、営業店サポート部及び実施部店は、顧客とのリレーションシップや、地方公共団体、中小企業関係団体、地域金融機関等との意見交換等、幅広いネットワークを活用し、危機発生に備えた情報収集を行う。
- ・また、商工中金自身が被災した場合等においても、業務継続が可能となるよう、バックアップセンターの設置、被災により実施部店が損壊し開設困難となつた場合の近隣部店における実施体制の整備などB C P体制を整備しているほか、今後においても高度化を不斷に図り、業務の円滑な遂行を図る。

(危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項)

- ・実施部店は、危機対応業務の利用者に対して、金融面からの支援に留まらず、そのニーズや当該者の状況に応じ、コンサルティング機能を十分に発揮し、財務アドバイス等に積極的に取り組むなど、金融支援と経営支援を一体的に行い、取引先の経営改善を促進させる。本店関係各部は、こうした実施部店の経営改善支援の取組みを最大限サポートする。

(その他危機対応業務の的確な実施に関する事項)

- ・新型コロナウィルス感染症により経済的影響を受けた中小企業等に対して、新型コロナウィルス感染症特別貸付により、強力な資金繰り支援を実施する。

- ・ 東日本大震災や熊本地震によって直接・間接問わず被災した中小企業等に対して、東日本大震災復興特別貸付や平成28年熊本地震特別貸付により、震災からの復旧・復興を積極的に後押しする。
- ・ 危機対応業務部は、危機対応業務の利用中小企業等の状況等を把握するなど、取組効果を検証する。
- ・ 中小企業信用保険法附則第六項の規定を遵守し、危機対応業務として行う貸付に係る債務の保証については、同法の規定は適用しない。
- ・ 危機対応業務における不正事案を踏まえ、危機対応業務を通常業務と峻別するとともに、制度趣旨を踏まえた運用を徹底する。

2. 他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項

(他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項)

- ・ 地域金融機関を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の中小企業の金融安定化とそれを通じた地域経済の活性化という共通の目標を、協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を中期経営計画等において経営方針の一つとする。
- ・ 当金庫のビジネスモデルやその中の地域金融機関との関わり方について、地域金融機関の理解を得て、信頼関係を構築しつつ、連携・協業に取組む。

(一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項)

- ・ 全営業店に地域金融機関をはじめとした各機関の連絡窓口を設置し、現場レベルでの意思疎通や連携の円滑化に取組むとともに、役員、本部が重層的な働きかけを通じて信頼関係の構築や各業務分野における連携に取組む。
- ・ 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会と定期的な意見交換を実施し、業界レベルでの意思疎通や当金庫に対する理解の向上に向けて取組む。
- ・ 「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」（以下「評価委員会」という。）に業務運営の状況を報告し、評価委員会の意見等について、適切に業務運営に反映する。

(その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項)

- ・ 「地域金融機関との信頼関係に基づく連携・協業」「リレーションに基づかない金利面のみでの競争からの脱却」を含む行動規範(クレジットポリシー)に基づき、業務運営を行う。
- ・ 政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような融資等については、これを厳に慎むものとし、肩代わりや金利適用に関して「他の事業者との間の適正な競争関係の確保」を十分意識した業務運営を行う。
- ・ 危機対応業務の実施に当たっては、一般的の金融情勢に応じ、株式会社日本政策金融公庫からの信用補完措置等を勘案し、利率等を定めるほか、危機対応業務の趣旨に沿った適切な業務運営を行う。